

春日井市機構集積協力金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、農地中間管理機構に対し農地を貸し付けた地域及び個人を支援することにより、農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約化を推進するため、農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づき、予算の範囲内で機構集積協力金を交付するものとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、実施要綱において使用する用語の例による。

(交付対象事業等)

第3条 機構集積協力金の交付対象、交付要件及び交付額は、別表第1のとおりとする。

(申請手続)

第4条 機構集積協力金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表第2に定める申請書を機構集積協力金の交付を受けようとする年度の市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定により機構集積協力金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、機構集積協力金の交付を適当と認めた場合は、機構集積協力金交付決定通知書（第3号様式）により当該申請者にその旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から15日以内とし、

その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、第5条の規定による通知を受けた者が第3条に規定する要件を満たさないことが判明した場合又は申請の内容に虚偽があつたことが判明した場合は、機構集積協力金の交付決定を取り消すことができる。

(状況報告)

第8条 市長は、機構集積協力金の交付対象となる事業を適正に遂行させるため必要に応じ、機構集積協力金の交付を受けた者に当該事業の遂行の状況報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

(地域集積協力金収支報告書及び地域集積協力金収支証明書)

第9条 地域集積協力金の交付を受けた者が任意組合である場合は、交付を受けた翌年1月15日までに地域集積協力金収支報告書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、任意組合から地域集積協力金収支報告書の提出があつたときは、当該報告に係る書類を確認し、適當であると認めた場合は、地域集積協力金収支証明書（第5号様式）を任意組合に通知するとともに、所轄税務署に写しを参考情報として提供するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、実施要綱に定める返還事由に相当する事実が確認された場合、協力金の交付を受けた者に協力金の返還を命ずるものとする。

(補助金の経理及び帳簿等の保管)

第11条 機構集積協力金の交付を受けた者は、当該事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を備え、他の経理と区分して収入を記録しておかなければならない。

2 前項の書類、帳簿等は、機構集積補助金の交付を受けた年度の翌年度か

ら起算して10年間整備保管しておかなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年12月26日から施行する。
- 2 改正後の春日井市機構集積協力金交付要綱の規定は、令和7年12月26日以後に受ける機構集積に係る協力金について適用し、同日前に受ける協力金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の春日井市機構集積協力金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市機構集積協力金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

別表第1（第3条関係）

機構集積協力金の種類	交付対象事業	交付対象地域	交付要件	交付額
地域集積協力金	実施要綱第3条第2項第1号に規定する事業	実施要綱別記2第5第1項に規定する交付対象地域	実施要綱別記2第5第3項第1号に規定する交付要件	実施要綱別記2第5第4項に規定する額
集約化奨励金	実施要綱第3条第2項第2号に規定する事業	実施要綱別記2第6第1項に規定する交付対象者	実施要綱別記2第6第2項第1号に規定する交付要件	実施要綱別記2第6第3項に規定する額

別表第2（第4条関係）

機構集積協力金の種類	申請書
地域集積協力金	春日井市機構集積協力金（地域集積協力金） 交付申請書兼請求書（第1号様式）
集約化奨励金	春日井市機構集積協力金（集約化奨励金） 交付申請書兼請求書（第2号様式）

第1号様式 (第4条関係)

春日井市機構集積協力金（地域集積協力金）交付申請書兼請求書

(宛先) 春日井市長

春日井市機構集積協力金（地域集積協力金）の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、春日井市機構集積協力金交付要綱第5条の規定により協力金の交付決定がなされた場合は、本書をもって次の額を交付されたく請求します。

また、次の記載内容について虚偽がないこと、虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

		申請年月日	年 月 日	
交付申請者欄	フリガナ			
	地域名	(集落名や字名など)		
	フリガナ			
	代表者氏名			
	住 所	(〒 ー)		
		都道	市区	
	府県	町村		
電 話	ー	ー	FAX	ー

(1) 交付申請面積および交付申請金額

所在	地 番	地目	面 積	農地所有者の氏名	新たな担い手に集積 ^{注3} は○を記入	備 考
			m^2			
			m^2			
			m^2			
交付申請面積（合計面積）	A		m^2	B欄はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。		
	B		a			
対象期間内の貸付面積 C			m^2			
再貸付面積 D			m^2			
農振区域内の農地面積 E			m^2			
機構の活用率 (C/E)			%			
一般地域	<input type="checkbox"/> 8割超					

注1 記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。

注2 各筆の面積は m^2 単位とし、1 m^2 未満は切り捨てて記入してください。

注3 「新たな担い手に集積」とは、機構に貸し付けられた日の前年度の3月末時点から機構へ貸し付けられるまでの間、継続して担い手以外の経営体が所有権、賃借権等に基づき耕作していた農地が機構を介して担い手に貸付け等されることをいいます。

交付申請金額	円
--------	---

(2) 地域集積協力金の使途

使途内容	金額
	円
	円
合計	円

(3) 機構集積協力金の振込口座

金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫		店・所	出張所
	農業協同組合 連合会 農林中金			
店舗名等	金融機関コード			
	預金種目	普通・当座	口座番号	
口座名義人	(ふりがな) 氏名			

(4) 添付書類

- ア 別紙（同意書）
- イ 交付対象「地域」の範囲がわかる地図
- ウ 「地域」の規約等（任意組合の場合）
- エ 「地域」における地域集積協力金の使途についての話し合いに係る議事録
- オ 地域集積協力金と管理する口座の通帳の写し
- カ その他市長が必要と認める書類

第2号様式 (第4条関係)

春日井市機構集積協力金（集約化奨励金）交付申請書兼請求書

(宛先) 春日井市長

春日井市機構集積協力金（集約化奨励金）の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、春日井市機構集積協力金交付要綱第5条の規定により協力金の交付決定がなされた場合は、本書をもって次の額を交付されたく請求します。

また、①次の記載内容について虚偽がないこと、②協力金の交付決定後10年間は廃止部門の経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農作業受託を行わないこと、③虚偽や違反があつた場合には協力金を返還することを誓約します。

		申請年月日	年	月	日
交付申請者欄	フリガナ				
	地域名	(集落名や字名など)			
	フリガナ				
	代表者氏名				
	(〒 一)				
	住 所	都道	市区		
	府県	町村			
電 話	—	—	FAX	—	—

(1) 交付申請面積および交付申請金額

所 在	地 番	地 目	面 積		備 考
			m^2		
			m^2		
			m^2		
交付申請面積（合計面積）	A		m^2	B欄はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。	
	B		a		
地域の農地面積 C			m^2		
実施前団地農地面積 D			m^2		
実施後団地農地面積 E			m^2		
実施前団地化率 F = (D/C)			%		
実施後団地化率 G = (E/C)			%		
ポイント G-F			ポイント		
団地化面積割合			<input type="checkbox"/> 10 ポイント以上増加 <input type="checkbox"/> 20 ポイント以上増加		
			<input type="checkbox"/> 1団地あたりの平均面積 1.5倍以上増加		

注1 記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。

注2 各筆の面積は m^2 単位とし、1 m^2 未満は切り捨てて記入してください。

交付申請金額	円
--------	---

(2) 地域集積協力金の使途

使途内容	金額
	円
	円
合計	円

(3) 成果目標の設定

目標	該当に○を付す
販売額又は所得額の10%以上の増加	
生産コストの10%以上の削減	
作業時間の10%以上の削減	
地方農政局等と協議した上記に準ずる目標 ()	

(4) 機構集積協力金の振込口座

金融機関 店舗 名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 連合会 農林中金		店・所	出張所
	金融機関コード			
	預金種目		普通・当座	口座番号
口座名義人		(ふりがな) 氏名		

(5) 添付書類

- ア 別紙(同意書)
- イ 交付対象「地域」の範囲がわかる地図
- ウ 「地域」の規約等(任意組合の場合)
- エ 「地域」における地域集積協力金の使途についての話し合いに係る議事録
- オ 地域集積協力金と管理する口座の通帳の写し
- カ その他市長が必要と認める書類

別紙

個人情報の取扱い

以下の「機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱い」をよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱い

市は、機構集積協力金交付事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、市は、本事業による集落等への説明会や都道府県及び国への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、次の関係機関に必要最小限度内において提供する場合があります。

関係機関	国、都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、農業再生協議会、農地中間管理機構、都道府県農業会議、農業共済組合連合会、農業共済組合等、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の融資機関、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業の事業実施主体、土地改良事業団体連合会、愛知県農業協同組合中央会、税務署、土地改良区
------	---

個人情報の取扱いの確認

「機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します

年 月 日

(任意組合名)

氏名

第3号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

春日井市長

春日井市機構集積協力金の交付決定について（通知）

年 月 日付けで交付申請のあった機構集積協力金について、春日井市機構
集積協力金交付要綱第5条の規定により、次のとおり交付します。

1 事 業 名

2 補助金の種類

3 交付決定額 金 円

第4号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

任意組合名
代表者

地域集積協力金收支報告書

1 地域集積協力金に係る配分額及び共同取組活動の支出額

（1）配分総額

	総額	配分等の基礎
① 共同取組活動分		
② 個人配分分		
合計		

（2）共同取組活動の支出額

支出項目	支出額	備考
合計		

2 構成員（組合員）別細目

構成員 (組合員)名	共同取組活動分		個人活動分	合計	
	収入額	支出額		収入額	支出額
	①	②	③	①+③	②
合計					

3 添付書類

通帳・領収書・振込用紙の写しなど、収出の確認ができる書類

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

任意組合名
代表者

地域集積協力金収支報告書

1 地域集積協力金に係る配分額及び共同取組活動の支出額

(1) 配分総額

	総額	配分等の基礎
① 共同取組活動分		
② 個人配分分		
合計		

(2) 共同取組活動の支出額

支出項目	支出額	備考
合計		

2 構成員（組合員）別細目

構成員 (組合員)名	共同取組活動分		個人活動分		合計
	収入額	支出額	収入額	収入額	支出額
	①	②	③	①+③	②
合計					

地域集積協力金収支証明書

年 月 日に交付した地域集積協力金について、上記のとおり配分及び支出したことの証明する。

年 月 日

春日井市長